

## 追加接種開始に伴う新型コロナワクチン接種費用等の請求方法の変更について

### 本会への請求対象【接種費用・時間外・休日加算分】

#### 11月接種分まで(1・2回目接種)

被接種者	請求費用	提出書類	請求先
住所地内接種 (※)	接種費用	市区町村別請求書 予診票	市区町村
住所地外接種	接種費用	請求総括書 市区町村別請求書 予診票	国保連合会
全ての者	時間外・休日加算	請求書 実績報告	市区町村

#### 12月接種分から(1～3回目接種)

被接種者	請求費用	提出書類	請求先
住所地内接種 (※)	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票	市区町村
住所地外接種	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票	国保連合会

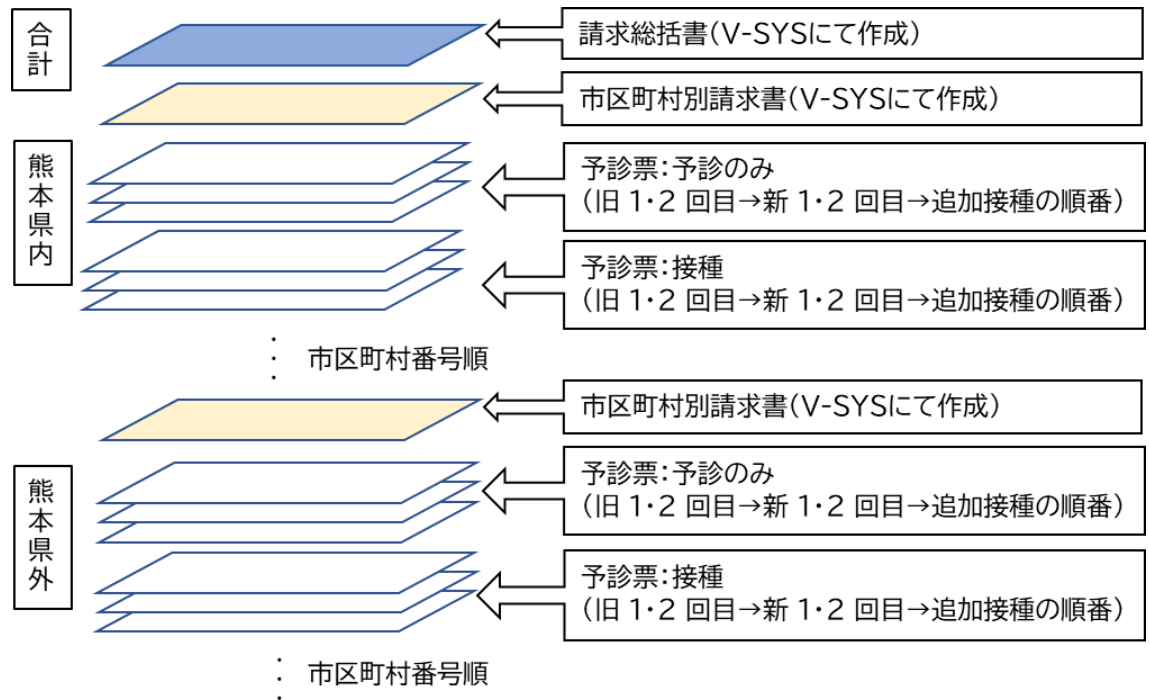
※ 南関町・和水町・益城町に所在する医療機関については本会への提出となります。

詳細については、厚生労働省作成の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き(6.0版)」P76を参照ください。

#### 予診票の旧様式から新様式への切り替えに伴う請求の注意点

- 11月30日以前の接種分については旧様式を用い、12月1日以降の接種分については新様式を用いてください。
- 医療機関等が旧様式を用いて費用請求する場合は、**時間外・休日加算と一体的に請求できない**ため、時間外・休日加算は接種費用とは別に市区町村に請求してください。

## 医療機関等における本会への請求時の編綴方法(追加接種開始以降)



### 本会への請求の注意点

- 市町村によっては、複写式の予診票を採用していますが、医療機関控え分は本会へ提出せず、医療機関等で保管をお願いします。  
また、証明書等(高齢者施設等従事者証明書、住所地外接種届出済証等)も本会への請求には不要です。

### 請求書類の送付先(問い合わせ先)

〒862-8639

熊本市東区健軍 2-4-10 熊本県市町村自治会館

熊本県国民健康保険団体連合会

医科審査課 新型コロナワクチン接種担当

TEL:096-365-1383